

○ 農林水産省
国土交通省 令第三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項、第四条第一項及び第八条第二項第二号の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和

国土交通大臣 金子 恭之

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(外壁関係) 第八十条の四 法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 一 次のイ及びロに該当するものであること。 イ (略) ロ 増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第三百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の十に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。 二 (略) (防火地域関係) 第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。 一 次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。 イ (略) ロ 次の(1)から(5)までに該当するものであること。
改正前	(外壁関係) 第八十条の四 法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 一 次のイ及びロに該当するものであること。 イ (略) ロ 増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第三百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の九に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。 二 (略) (防火地域関係) 第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。 一 次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。 イ (略) ロ 次の(1)から(5)までに該当するものであること。

(1) (3) (略) (4) 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第三百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第九項において同じ。）を設けること。	(5) (略) 二 (略)	(大規模の修繕又は大規模の模様替)	第八十六条 (略)	3 2 (略) 法第八条第一項の規定により第二十条又は第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十二条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。	4 法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。	5 法第八条第一項の規定により第二十三条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。	6 法第八条第一項の規定により第二十三条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項
(1) (3) (略) (4) 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第三百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第四項において同じ。）を設けること。	(5) (略) 二 (略)	(大規模の修繕又は大規模の模様替)	第八十六条 (略)	2 (略) (新設) 法第八条第一項の規定により第二十条又は第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十二条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。	(新設) 法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。	(新設) 法第八条第一項の規定により第二十三条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。	(新設) 法第八条第一項の規定により第二十三条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項

の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。

7|| 法第八条第一項の規定により第二十三条（屋根に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。

8|| 11|| （略）

別表第一（第六十四条関係）

(-)		(イ)	
畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）		(略)	(ロ)
			図書の種類
平面図		(略)	明示すべき事項
増築、改築又は第二号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、当該増築、改築又は第二	縮尺及び方位		間取り、各室の用途及び床面積
二以上の避難口の位置			

（新設）

3|| 6|| （略）

別表第一（第六十四条関係）

(-)		(イ)	
畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）		(略)	(ロ)
			図書の種類
平面図		(略)	明示すべき事項
二面以上の立面図又は断面図	縮尺		間取り、各室の用途及び床面積
二以上の避難口の位置			

(一)

畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）

二面以上の立面		(略)	平面図							(略)
開口部の位置	縮尺		縮尺及び方位	間取り、各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類	開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	二以上の避難口の位置	増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあつては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	

(一)

畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）

図		二面以上の断面		図		二面以上の立面		(略)					平面図					(略)
地盤面	縮尺	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	開口部の位置	縮尺	延焼のおそれのある部分の外壁及び構造	開口部の位置	二以上の避難口の位置	壁及び筋かいの位置及び種類	間取り、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位								

(二)	
(略)	(略) 床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ

別表第九（第七十二条関係）

(三)				(二) ・ (一)			
第八十 条の規	第八十条から第 八十七条までの 規定が適用され る認定畜舎等			(略)	(い)	(ろ)	
	二面以上の立面 図又は断面図	平面図	既存不適格調書				図書の種類
	増築、改築又は第七十八 条各号に掲げる行為をし ようとする場合にあつて は、当該増築、改築又は 第七十八条各号に掲げる 行為に係る部分	増築、改築又は第七十八 条各号に掲げる行為をし ようとする場合にあつて は、当該増築、改築又は 第七十八条各号に掲げる 行為に係る部分	既存建築物の基準時及び その状況に関する事項				明示すべき事項
第八十 条第一号 イ若しくはロ、	第八十条第一号イ若しく はロ、第二号イ若しくは						

別表第九（第七十二条関係）

(三)				(二) ・ (一)	
第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等				(略)	(い)
第八十条の二		第八十条の規定が適用される認定畜舎等	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	既存不適格調書	(ろ)
	平面図	平面図	増築又は改築に係る部分	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	図書の種類
	平面図		増築又は改築に係る部分		明示すべき事項

第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第一項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	ロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項
第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第一項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十条の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第一項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十 条の四 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第一項の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十 条の四 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	平面図 その他第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分 第八十条の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十 条の四 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の三 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 第二項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	平面図 その他第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分 第八十条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項

等 舎	第八十 条の四 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の五 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 の規定 に適合す ることの 確認に必 要な図書	第八十 条の二 の規定に 適合する ことの確認 に必要な 図書
	第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の五の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な事項	第八十一条の規定に適合することの確認するための必要な事項

等 舎	第八十 条の五 の規定 が適用 される 認定畜 舎等	第八十 条の二 の規定 に適合す ることの 確認に必 要な図書	第八十 条の二 の規定に 適合する ことの確認 に必要な 図書	第八十 条の二 の規定に 適合する ことの確認 に必要な 図書	第八十 条の二 の規定に 適合する ことの確認 に必要な 図書
	第八十条の五の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な事項	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な事項	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な事項	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な事項

用され る認定 畜舎等	第八十 一条の 三の規 定が適 用され る認定 畜舎等	第八十 二条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十 三条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	耐火構造等の構 造詳細図	その他第八十二 条の規定に適合 することの確認 に必要な図書	増築又は改築に係る部分 の外壁及び軒裏の構造、 材料の種別及び寸法	第八十一 条の三の 規定に適合 することの 確認に必 要な図書
	第八十一 条の三の 規定に適合 することの 確認に必 要な事項		増築又は改築に係る部分 の外壁及び軒裏の構造、 材料の種別及び寸法	その他第八十三 条の規定に適合 することの確 認に必要な 事項			

用され る認定 畜舎等	第八十 二条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十 三条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十 三条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	耐火構造等の構 造詳細図	その他第八十二 条の規定に適合 することの確認 に必要な図書	増築又は改築に係る部分 の外壁及び軒裏の構造、 材料の種別及び寸法	第八十一 条の三の 規定に適合 することの 確認に必 要な図書
適合することの 確認に必要な図 書	増築又は改築に係る部分 の外壁及び軒裏の構造、 材料の種別及び寸法	平面図	その他第八十三 条の規定に適合 することの確 認に必要な 事項	増築又は改築に係る部分 の外壁及び軒裏の構造、 材料の種別及び寸法	平面図	その他第八十三 条の規定に適合 することの確 認に必要な 事項	第八十二 条の二の 規定に合 格すること を確認する

第八十 三条の 二の規 定が適 用され る認定 畜舎等		第八十 三条の 三の規 定が適 用され る認定 畜舎等		第八十 四条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	
図	二面以上の断面	耐火構造等の構造詳細図		平面図	
	石綿が添加されている部分	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第三百三十七條の四の二第三号に規定する措置	
適合することの確認に必要な図書		その他第八十三條の三の規定に適合することの確認に必要な事項		石綿が添加されている部分	

第八十 三条の 三の規 定が適 用され る認定 畜舎等		第八十 三条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等		第八十 四条の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	
図	二面以上の断面	耐火構造等の構造詳細図		平面図	
	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第三百三十七條の四の二第三号に規定する措置	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		増築又は改築に係る部分	
適合することの確認に必要な図書		その他第八十三條の三の規定に適合することの確認に必要な事項		石綿が添加されている部分	

第八十 六条第 九項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十六 条第九 項の規定に適合 することの確認 に必要な図書	第八十六 条第九項の規定 に適合することを確認す るために必要な事項
平面図	石綿が添加されている部 分	第七十八 条各号に掲げる 行為に係る部分以外の部 分について行う建築基準 法施行令第三百三十七 条の四の二第三号に規定する 措置
二面以上の断面 図	石綿が添加されている部 分	第七十八 条各号に掲げる 行為に係る部分以外の部 分について行う建築基準 法施行令第三百三十七 条の四の二第三号に規定する 措置

第八十 六条第 五項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	平面図	第七十八 条各号に掲げる 行為に係る部分	石綿が添加されている部 分	第七十八 条各号に掲げる 行為に係る部分以外の部 分について行う建築基準 法施行令第三百三十七 条の四の二第三号に規定する 措置
第八十 六条第 六項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	平面図	第七十八 条各号に掲げる 行為に係る部分	その他第八十六 条第六項の規定 に適合すること の確認に必要な 図書	第八十六 条第六項の規定 に適合すること を確認する ために必要な事項
第八十 七条第 一項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	二面以上の断面 図	第六 条第二項に規定する 構造方法		

第八十 七条第 一項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十 七条第 一項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十 六条第 十一項 の規定 が適用 される 認定畜 舎等
第八十七條第二 項の規定に適合 することの確認 に必要な図書	二面以上の断面 図	第八十六條第十 一項の規定に適 合することの確 認に必要な図書
第八十七條第二 項の規定に適合 することを確認す るために必要な事項	第六條第二項に規定する 構造方法	第八十六條第十一項の規 定に適合することを確認 するために必要な事項

第八十 七条第 二項の 規定が 適用さ れる認 定畜舎 等	第八十七條第二 項の規定に適合 することの確認 に必要な図書	第八十七條第二項の規定 に適合することを確認す るために必要な事項

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。